

優良木造建築物等整備推進事業に関する事務事業を実施する者の
公募についての公示

令和4年3月9日

国土交通省住宅局長 淡野 博久

次のとおり、優良木造建築物等整備推進事業に関する事務事業を実施する者の公募について公示します。

※ 本公募は、令和4年度予算によるものであり、令和4年度予算成立が事業実施の前提となります。

※ 本公募は、優良木造建築物等整備推進事業に関する事務事業を実施する者を公募するものであり、優良木造建築物等整備推進事業により建築物等の整備に係る補助を受けようとする事業者の募集とは異なります。当該補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業の概要

(1) 事業名

優良木造建築物等整備推進事業に関する事務事業を実施する事業

(2) 事業の目的

本事業は、優良木造建築物等整備推進事業の実施にあたり必要となる事務事業を実施することにより、優良木造建築物等整備推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

優良木造建築物等整備推進事業に関する以下の①から⑨までの事業（事業内容の詳細については、説明書を参照）

①補助金の交付申請に係る手続きマニュアルの整備

②全体設計承認に係る受付

③交付申請に係る受付・審査、交付決定

④完了実績報告に係る受付・審査、補助金額の決定

⑤補助金支払いに係る受付・審査

⑥取得財産の処分承認報告に関する事務

⑦上記①から⑥に係る問い合わせの対応

⑧交付申請等に係る書類の保管等

⑨次年度に実施する事務事業者への交付申請等書類等の引き継ぎ（電磁媒体記録で保管するものを含む）、補助事業完了案件に係る事後報告 等

(4) 事業期間

令和4年4月上旬 ～ 令和5年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全てを満たすことのできる民間事業者等とする（複数の事

業者によるコンソーシアムも可)。

- (1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 長
電話 03-5253-8111 (内線 39-476)
電子メール hqt-mokuzou@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和4年3月9日(水)～令和4年3月23日(水) 18:00
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め上記(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限 令和4年3月23日(水) 18:00まで(必着)
- ② 場所 上記担当部局
- ③ 方法 上記担当部局へ、持参、郵送(宅配便等を含む。以下同様)又は電子メールにて提出すること。
- ④ その他
 - ・持参、郵送の場合は、2部提出すること。
 - ・郵送の場合は、書留郵便等、配達状況を確認できる方法で送ること。
 - ・電子メールの場合は、着信を確認すること
 - ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎2004～」 「Microsoft Word2003～」 「Microsoft Excel2003～」 「Adobe Acrobat Reader4.0～」 (これ以外での提出は無効)
 - ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3 (1) に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。
- (7) 優良木造建築物等整備推進事業に関する事務事業の実施に当たっては、国土交通省が別途公募により選定する、優良木造建築物等整備推進事業に関する評価事業者(※)と連携を図ること。
 - ※ 優良木造建築物等整備推進事業に関する評価事業を実施する事業者。
- (8) 詳細は説明書による。